

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 2 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

自動体外式除細動器の使用法の市民への普及啓発について（依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の使用法については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要領」（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号消防庁次長通知、平成 28 年 4 月 25 日最終改正）に基づき消防機関が開催する各種講習において、市民に対する正しい知識と技術の普及に努めていただいているところです。

現在、AED 電極パッド・モードには「小児用」及び「成人用」という名称が用いられており、この対象については、「「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」の取りまとめについて」（平成 28 年 4 月 25 日付け消防庁救急企画室事務連絡）別紙において、「未就学児（およそ 6 歳まで）に対しては、小児用パッドを用いる。」旨、周知しているところです。

しかしながら、市民が小学生の心肺停止事案に接する際、「小児用」と「成人用」のどちらを使用すべきかについて迷いが生じる場合もあることから、消防機関において改めて各種講習の内容を確認し、AED の適切な使用法の普及啓発を図っていただくようお願いします。

また、貴部（局）においては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

【問合せ先】

消防庁救急企画室

小塩救急専門官、久保田係長、呉地事務官

T E L : 03-5253-7529